

**受付時間 午前9時から午前11時30分
午後1時から午後4時30分**

本届出書の他に添付書類があるので注意すること

0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

中部地方整備局長
愛知県知事殿

届出日を記入

→ 年 月 日

破産管財人の「事務所所在地」、「事務所名」を記入

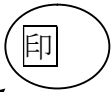
住所 → 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
尾張とうかい法律事務所

「破産者」を記入

氏名 → 破産者 愛知 太郎
破産管財人 弁護士 尾張 花子

破産管財人の「氏名」を記入

破産管財人の印を押印



受付番号 ※ []

受付年月日 ※ []

届出時の免許証番号 [2 | 3 (1) 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9]

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止
商号又は名称	あいち東海不動産
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	愛知 太郎
主たる事務所の所在地	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
届出事由の生じた日	破産日を記入
宅地建物取引業者 と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人

免許されている内容を記入
※ただし、廃業等届出書提出時点で「商号又は名称」、「主たる事務所の所在地」が変更となっている場合は、同時に「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を提出し、変更後の内容を記入

- 【添付書類】**
- (1) 宅地建物取引業免許証
 - (2) 破産の事実を証明する書面（破産手続開始決定通知書の写し等）
 - (3) 宅地建物取引士の個人の認印